第二十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項第三号中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の七第八項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第三十九条の七第八項第一号に掲げる手続　同号に規定する許可に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し又は同法第三十二条第一項若しくは第二項に規定する協議に関する書類の写し

二　施行令第三十九条の七第八項第二号に掲げる手続　同号に規定する確認に係る建築基準法第六条第一項に規定する申請書の写し

三　施行令第三十九条の七第八項第三号に掲げる発掘調査　文化財保護法第九十三条第二項の規定による当該発掘調査の実施の指示に係る書類の写し

四　施行令第三十九条の七第八項第四号に掲げる手続　国土交通大臣の同号の証明をしたことを証する書類の写し

第二十二条の十の三第一号中「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改める。

第二十二条の二十一を次のように改める。

**第二十二条の二十一**　削除

第二十二条の二十五第一項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に、「第二十条の三第一項各号」を「第二十条の三第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、「もの（」の下に「同項第一号及び第四号に掲げるものにあつては、一組又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものをいう。）の取得価額が三十万円未満であるものを、同項第二号に掲げるものにあつては」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に改める。

第二十二条の二十六の見出し中「の対象範囲」を削り、同条第二項中「沖縄振興特別措置法第六条第三項第一号に規定する」を「観光関連施設の」に改める。

第二十二条の二十七を次のように改める。

**第二十二条の二十七**　削除

第二十二条の二十九第一項中「要件」の下に「（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）」を加える。

第二十二条の三十から第二十二条の三十六までを次のように改める。

**第二十二条の三十から第二十二条の三十六まで**　削除

第二十二条の三十九第二項中「障害者自立支援法施行規則」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第一条の規定による改正前の障害者自立支援法施行規則」に改め、同条第五項中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に改める。

第二十二条の六十一の見出し中「の適用対象期間」を削り、同条第一項中「第三十九条の九十第三項」を「第三十九条の九十第一項」に改め、同項各号中「営んでいた」を「行つていた」に改める。

第二十二条の六十九第十二項を同条第十三項とし、同条第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第八号に掲げる資産」を「、第八号又は第九号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）」に改め、同項第四号中「土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）」を「土地等」に改め、同項第五号ホ中「市町村長」を「農業委員会」に改め、同項に次の一号を加える。

八　表の第九号の下欄に掲げる資産　同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類

第二十二条の六十九第四項を同条第五項とし、同条第三項中「含む。次項及び第五項」を「含む。次項及び第六項」に、「いう。次項及び第五項」を「いう。以下この項及び次項第三号」に改め、同項第三号中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第三十九条の百六第三項第一号に掲げる手続　同号に規定する許可に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し又は同法第三十二条第一項若しくは第二項に規定する協議に関する書類の写し

二　施行令第三十九条の百六第三項第二号に掲げる手続　同号に規定する確認に係る建築基準法第六条第一項に規定する申請書の写し

三　施行令第三十九条の百六第三項第三号に掲げる発掘調査　文化財保護法第九十三条第二項の規定による当該発掘調査の実施の指示に係る書類の写し

四　施行令第三十九条の百六第三項第四号に掲げる手続　国土交通大臣の同号の証明をしたことを証する書類の写し

第二十二条の七十五の二第一号中「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

**第二十二条の七十五の三**　施行令第三十九条の百十三の二第一項に規定する財務省令で定めるものは、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額（以下この条において「配当等の額」という。）の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人との間に連結完全支配関係があつた場合（当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた場合において、当該計算期間の開始の日から当該連結完全支配関係を有することとなつた日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該連結親法人との間及び当該他の内国法人と当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係があつたときを含む。）に当該他の内国法人から受ける配当等の額（その支払を受ける配当等の額が同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に同法第二十四条第一項の規定により同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に連結完全支配関係があつた場合に当該他の内国法人から受ける配当等の額）とする。

2　前項に規定する計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）の支払に係る基準日の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいう。

一　当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の一年前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額が当該一年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該一年前の日の翌日

二　その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前一年以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該設立の日

三　その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該取得の日